

議会・議員は役割・使命に沿って、責任を果たせ！

市議会だよりに“おや”違和感が

「ふくろい市議会だより」(No.83) ご覧になったでしょうか？

最終ページに、市議会から市長に対して要望書を提出したとの掲載があります。

議会が当局に要望するのですから、議会・議事の運営や議会の活性化のためなどの要望と思いきや、『燃油・飼料価格等の高騰、まん延防止等重点措置の再延長に伴う市内関連事業者への支援を求める要望』とのこと。市の政策や予算に関する要望です。

そして、その要望は、3月17日に市長に提出されたとのこと。

議会は「意思決定機関」として重要な権限

市長等の執行機関に対して、市議会は、議事機関、市の意思決定機関として存在しています。条例、予算は議会が決定し、重要な行政執行についても、あらかじめ議会の議決を経ることを前提としています。市長が提案した案件に対して可否を表明することが、議会の最も重要な使命です。

そういう使命(政策や予算について議決する)がある議会が、市長に対して、政策や予算について、あるいは国への働きかけなどを求めるということは、どういうことなのでしょう。

今回の要望内容は①特別交付金の活用②コロナに係る緊急経済対策の拡充③市独自のセーフティネットの構築④セーフティネット事業拡充についての国への働きかけで、当然のものです。しかし、議会が市に対して要望することでしょうか。業者団体や市民団体などから、市当局や議会に提出されるようなものです。

市民からすれば、市とともに最終決定する議会に対しても要望するものです。議会は、要望する側でなく、要望を受け取る側ではないでしょうか。

議会は、そうした要望に市がどのように対処しているのか、可否や修正等を含めて論議し、議決するところではないでしょうか。

予算審議中の「要望書」提出

要望書が市長に提出された3月17日は、2月議会の真っ最中です。令和3年度の補正予算や令和4年度の予算が議案となり審議されているさなかです。

議員の多数の賛同があれば、要望内容が生かされるよう

予算を組み換え修正する、あるいは再提出を求める、予算を否決するなどできるはず。国に対しても、市に働きかけを求めるのではなく、議会として「意見書」を提出することなども可能です。

ところが、2月議会では、令和4年度の一般会計予算も原案のとおり賛成多数(竹村議員のみ反対)で可決されました。

日本共産党の竹村眞弓議員は、コロナ禍・物価高騰で厳しい市民のくらしのなか、国保税・水道料金の引き上げはすべきでなく、暮らしや営業を支える予算が不十分だと主張し反対しました。

賛成討論では、「要望書」にあるような市民の暮らし・営業の状況、大変さや、それへの対応などには触れられませんでした。

議会の役割と市長との関係

地方自治制度は、憲法上の制度として保障され、整備充実されてきています。地方議会の機能も拡充され、その活動は住民自治の原動力として、地域社会の発展に大きく貢献してきています。

市長、市議会議員は、住民の直接公選による、いわゆる「大統領制」を採用して、ともに住民に対して直接責任を負うものとなっています。両者の関係は、対立の原理を基本にしながら相互に抑制と均衡によって、いずれかの独善と専行を防止する体制が取られています。

17年間、市長提案すべて原案どおり可決

合併して17年になりますが、市議会では、市長提出議案のすべてが、「原案どおり可決」となっています。否決はもちろん、修正、継続審議もない、極めて珍しい議会です。ただの追認機関となっています。

日本共産党議員団は、住民の不利益となるものや、不十分なものなどの議案については、理由を明確にし、反対してきました。これまで市長提出議案で、反対した議員が一番多かったのは、「都市計画条例の一部改正」議案で5議員でした。

前市議会議員の浅田二郎氏は、次のように語っています。「合併前6年間浅羽町議会議員を務めたが、その中でも、町長提出議案の否決や修正は何度か経験した。例えば、否決となったある議案では9名の議員(議長を除く14名中)が討論に立った。議員が市民の負託にこたえて、本来の使命である市政に対する監視・批判をつよめ、議員同士の論議を深めることが必要です」。

ロシアのウクライナ侵略 即時やめよ！ 「核」による威嚇を許すな！